

申請フォーム記載時の注意事項

- 推奨ブラウザ以外やスマートフォンなどでは正常に表示・申請されない可能性があります。
- 各申請フォームでは入力内容の途中保存はできません。
- 申請に必要な下記書類をあらかじめご用意の上お手続きください。
 - 事業概要（書）
 - 料金表
 - 履歴事項全部証明書
- 申請前に、「中小M&Aガイドライン」（下記リンク参照）をご確認ください。

▶ [中小M&Aガイドラインはこちら\(PDF\)](#)

▶ [申請方法マニュアル\(法人用\)はこちら\(PDF\)](#)

▶ [よくある質問はこちら](#)

申請者の基本情報

法人番号

国税庁から指定される半角数字13桁を入力ください。

企業名（商号）

法人格も含め正式名称を入力してください。

代表者氏名

姓名の間にスペースを入力してください。

本店所在地

郵便番号

ハイフン無し7桁

住所

都道府県からすべて入力してください。

資本金(円) 入力金額(確認用): 1,000,000円

カンマは入れず数字のみ入力してください。

従業員数(人)

カンマは入れず数字のみ入力してください。

業種

売上高(円) 入力金額(確認用): 75,759,070円

カンマは入れず数字のみ入力してください。

会社ホームページURL 任意

会社ホームページをお持ちでない方は入力不要です。

M&A支援業務に関する事項

M&A支援機関の種類

具体的なM&A支援機関の種類

その他を選んだ場合は具体的な種類をご記入ください。

FA / 仲介業務の別

仲介・FA業務両方

従業員数のうち、M&A支援業務専従者の従業員数(人)

カンマは入れず数字のみ入力してください。

M&A支援業務の開始時期（開設時期）

支援業務提供都道府県

全国

● 北海道

北海道

● 東北地方

青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島

● 関東地方

茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川

● 北陸・甲信越地方

新潟 富山 石川 福井 山梨 長野

● 東海地方

岐阜 静岡 愛知 三重

● 近畿地方

滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山

● 中国地方

鳥取 島根 岡山 広島 山口

● 四国地方

徳島 香川 愛媛 高知

● 九州地方

福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄

中小M&Aガイドライン遵守宣誓

仲介契約・FA契約の締結

1. 業務形態の実態に合致した仲介契約・FA契約を締結する。

2. 契約締結前に依頼者に対し仲介契約・FA契約に係る重要な事項について明確な説明を行い、依頼者の納得を得る。説明すべき重要な点は以下のとおりである。

- (1) 譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と契約を締結し双方に助言する仲介者、一方当事者のみと契約を締結し一方のみに助言するFAの違いとそれぞれの特徴
- (2) 提供する業務の範囲・内容（マッチングまで行う、バリュエーション、交渉、スキーム立案等）
- (3) 手数料に関する事項（算定基準、金額、支払時期等）
- (4) 秘密保持に関する事項（秘密保持の対象となる事実、士業等専門家等に対する秘密保持義務の一部解除等）
- (5) 専任条項（セカンド・オピニオンの可否等）
- (6) テール条項（テール期間、対象となるM&A等）
- (7) 契約期間
- (8) 依頼者が、仲介契約・FA契約を中途解約できることを明記する場合には、当該中途解約に関する事項

最終契約の締結

3. 最終契約の締結に当たっては、契約内容に漏れがないよう依頼者に対して再度の確認を促す。

クロージング

4. クロージングに向けた具体的な段取りを整えた上、当日には譲り受け側から譲渡対価が確実に入金されたことを確認する。

専任条項

5. 依頼者が他の支援機関の意見を求めたい部分を仲介者・FAに対して明確にした上、これを妨げるべき合理的な理由がない場合には、依頼者に対し、他の支援機関に対してセカンド・オピニオンを求めるとを許容する。ただし、相手方当事者に関する情報の開示を禁止したり、相談先を法令上又は契約上の秘密保持義務がある者や事業引継ぎ支援センター等の公的機関に限定したりする等、情報管理に配慮する。

6. 専任条項を設ける場合には、仲介契約・FA契約の契約期間を最長でも6か月～1年以内を目安として定める。

7. 依頼者が任意の時点で仲介契約・FA契約を中途解約できることを明記する条項等(口頭での明言も含む。)も設ける。

テール条項

8. テール期間は最長でも2年～3年以内を目安とする。

9. テール条項の対象は、あくまで当該M&A専門業者が関与・接触し、譲り渡し側に対して紹介した譲り受け側のみに限定する。

仲介業務を行う場合における特則（※仲介業務を行わない場合は不要）

10. 仲介契約締結前に、譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と仲介契約を締結する仲介者であるということ（特に、仲介契約において、両当事者から手数料を受領することが定められている場合には、その旨）を、両当事者に伝える。

11. 仲介契約締結に当たり、予め、両当事者間において利益相反のおそれがあるものと想定される事項（※）について、各当事者に対し、明示的に説明を行う。また、別途、両当事者間における利益相反のおそれがある事項（一方当事者にとってのみ有利又は不利な情報を含む。）を認識した場合には、この点に関する情報を、各当事者に対し、適時に明示的に開示する。

※ 例：譲り渡し側・譲り受け側の双方と契約を締結することから、双方のコミュニケーションや円滑な手続遂行を期待しやすくなる反面、必ずしも譲渡側の最大化だけを重視しないこと

12. 確定的なバリュエーションを実施せず、依頼者に対し、必要に応じて士業等専門家等の意見を求めるよう伝える。

13. 参考資料として自ら簡易に算定（簡易評価）した、概算額・暫定額としてのバリュエーションの結果を両当事者に示す場合には、以下の点を両当事者に対して明示する。

- (1) あくまで確定的なバリュエーションを実施したのではなく、参考資料として簡易に算定したものであるということ
- (2) 当該簡易評価の際に一方当事者の意向・意見を考慮した場合、当該意向・意見等の内容
- (3) 必要に応じて士業等専門家等の意見を求めることができること

14. DDを自ら実施せず、DD報告書の内容に係る結論を決定しないこととし、依頼者に対し、必要に応じて士業等専門家等の意見を求めるよう伝える。

上記以外の中小M&Aガイドライン記載事項について

15. 上記の他、中小M&Aガイドライン中「M&A専門業者」に関する記載事項について中小M&Aガイドラインの趣旨※に則った対応をする。

※ 中小M&Aガイドラインでは、「M&Aに関する意識、知識、経験がない後継者不在の中小企業の経営者の背中を押し、M&Aを適切な形で進めるための手引きを示すとともに、これを支援する関係者が、それぞれの特色・能力に応じて中小企業のM&Aを適切にサポートするための基本的な事項を併せて示す」ことが示されている

提出書類

以下の書類を次のファイル形式で提出してください。

・PDFまたは画像ファイル（利用可能な画像形式：JPEG / PNG / GIF）

・1ファイルあたりのサイズ上限：30MB

1) 事業概要（書）

株式会社ネクストフェイス事業概要.pdf

カテゴリでも可。ただし以下の内容が含まれること

・中小M&A支援実施体制図

2) 料金表

M&Aサポート料金表.pdf

料金表・料金算定根拠が分かる資料（様式自由）

3) 履歴事項全部証明書

ネクストフェイス履歴事項全部証明書.pdf

申請時点で直近3ヶ月以内に取得したものをご提出ください。

ご連絡先

担当者名

姓名の間にスペースを入力してください。

メールアドレス

メールアドレス（確認）

電話番号

日中で連絡可能な電話番号を入力してください。

公募要領「2.（2）登録の要件」及び重要注意事項の記載内容の同意・誓約

・登録後の遵守事項を履行することを誓約すること

※公募要領「2.（5）登録後の遵守事項」をご確認ください。

- ・登録を希望するFA・仲介業者は、秘密保持義務条項の規定内容に関わらず、顧客中小企業者等による情報提供窓口への相談等の行動を制約しないこと
- ・反社会的勢力に該当せず、今後においても、反社会的勢力との関係をもつ意思がないこと
- ・経済産業省の所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を受けていないこと

公募要領中の重要注意事項の記載内容及び公募要領「2.（2）登録の要件」に記載の上記の事項を確認し、同意・誓約の上、登録申請をいたします。

確認する